

## 「食」と「観光」の魅力を一体的に発信！ ～ 食をアピールし、観光客誘致を図る ～

釧路市は、2月13日（金）から15日（日）までの3日間、シンガポール・西部地区のジュロンポイント・ショッピングモールにある和テンションプラザで「食と観光プロモーション」を実施しました。本事業は、当協会の海外経済活動支援特別対策事業(注)を活用して実施されました。

シンガポール事務所では、この度のプロモーションを取材させていただきました。当地における釧路市の特徴的な取組事例を御紹介します。

### 1 和テンションプラザの概要

和テンションプラザは、家族連れなど月間500万人が利用するシンガポール西部地区最大のショッピングモール「ジュロンポイント」に、日本関連の催事（物産展、即売会、試食会、各種プロモーションなど）を運営できる常設の催事スペースとして、昨年11月にグランドオープンしました。

地下1階の日本食レストラン街へ通じる長さ40m、幅4mの通路の両サイドに、デザインを統一した言わば屋台ブースが軒を連ねています。ブースは調理可能屋台8ブースと小売屋台5ブースの合計13ブースからなり、さながら日本の商店街の雰囲気となっており、特に週末には多くの買い物客でにぎわっています。

昨年11月のグランドオープン以降、これまでに日本伝統工芸フェア、楽天うまいもの市場、静岡県等の自治体による物産展等が開催されています。

### 2 食と観光を連動させたPR

釧路市は、市としてシンガポールで実施するのは初めてとなる「食と観光を連動させた総合的な観光プロモーション」を実施しました。

今回は、会場中心にある2つのブースを利用し、市の特産品である昆布をPRするとともに、釧路市の魅力を凝縮した観光パンフレットや動画の放映と連動させて、釧路市への観光を積極的に呼び掛けていました。



来場者に昆布をアピールする様子

来場者は実際にひと口昆布を試食したり、釧路市の観光パンフレットを手にしなが、釧路市の場所を確認したり、昆布の生産地について熱心に質問する等、プロモーションを通じた釧路への関心の高まりが感じられました。

釧路市観光振興室の担当者によると、当プロモーションの開催背景として、シンガポールにおける北海道の知名度が高い一方で、北海道を訪問する外国人観光客の多くが海外との直行便が就航している札幌を中心に訪問しており、道東地域にあたる釧路への観光客の増加につなげていないという事があげられます。

釧路市ではこうした状況を改善し、より多くの観光客の増加を図るため、釧路市物産協会海外部会と釧路市観光振興室が連携して、昆布を中心とした地域の食材と、釧路湿原をはじめとする豊か

な自然という釧路市の魅力を最大限に生かした観光客誘致に向けたプロモーションの実施を決めたという事でした。



ひと口昆布と観光情報を連動させたブース



ブース全体の様子

### 3 おわりに

訪日観光において、シンガポールでは北海道人気は高く、毎年多くの人々が北海道を訪れています。一方で、訪問先は国際線が就航している札幌等の特定の地域に偏りがちな傾向も見られ、釧路市のように地域の特産品と連動させた観光プロモーションは大切な取組と考えられます。

今後、観光客の誘致を推進しようとする自治体にとって、数多くの日本の地域から訪問先に選んでもらうためにも、地域の特徴を生かした継続的なPR活動が大切となります。その意味でも、今回の釧路市の「食と観光を連動させた総合的な観光プロモーション」の取組は、これから新たに観光プロモーションを実施しようとする他の自治体に対しても参考になると感じました。

地域の特産品を観光客の増加にどのようにつなげていくのか、釧路市の今後のプロモーションの展開を追っていきたいと思います。

(注) 海外経済活動支援特別対策事業（平成27年度から海外販路開拓支援事業）

地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業助成制度。

助成対象は都道府県、市区町村。

助成の対象となる事業は、地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業を対象とする。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業は対象とされない。

助成額は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。

(1) 1事業につき200万円

(2) 複数団体の広域共同事業は1事業につき300万円

詳しくは、クリア本部経済交流課にお問合せ下さい。

Tel : 03-5213-1726 、 Fax : 03-5213-1742、 Email : keishin@clair.or.jp

(仲田所長補佐 堺市派遣)